

第67回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム 7

ネウボラに学ぶ切れ目のない子育て支援—子ども・家庭の地域包括ケア

小児科医と多機関連携による子育て世代包括支援
「名張版ネウボラ」

稲持英樹

(名張市子ども発達センター運営協議会 / 三重県医師会母子乳幼児・学校保健委員会 / なばりこどもクリニック)

I. はじめに

2018年12月に成立し、2019年12月に施行された成育基本法では、子どもの健全な育成は国や市町村、関係機関の責務であり、保護者の支援を含め、教育、医療、福祉などの分野の連携を示している。従来、母子保健は養育支援訪問などのハイリスクアプローチを中心に組み込まれてきたが、これだけでは不十分で、地域の子育て家庭全体に対するポピュレーションアプローチが必要である。子ども子育て支援新制度に示される子育て世代包括支援センターは、地域における相談支援のワンストップ拠点であり、2020年度末までにすべての自治体に整備される予定だが、これと身近な地域にある利用者支援が連携し、それぞれの地域において妊娠・出産・育児について伴走型で支援する体制の整備が必要であり、これが本来のネウボラ事業である。

途切れのない地域包括支援は行政職や医療者・保健師だけで賄えるものではなく、自治体でのフォーマルな取り組みや、子育てサークルなどのインフォーマルな取り組みとの地域全体の多職種連携が欠かせない。

「名張版ネウボラ」と称する、名張市における子育て世代包括支援事業での、医療・行政・地域資源の多職種連携の状況と、その中での小児科医の役割について報告する。

II. 三重県名張市について

三重県名張市は三重県西部に位置し、かつて大阪府のベッドタウンとして発展した地方都市であるが、2020年末において人口約77,000人、年少人口約9,300人、年間出生約500人の人口減少、少子高齢化が進みつつある。医療的には名張市立病院と、小児科医院3ヶ所、

産婦人科医院1ヶ所で母子医療が行われている。

名張市の市政方針として「福祉の理想郷」を掲げ、産み育てるのにやさしい街として名張市こども条例、妊婦応援都市宣言を行っている。「名張版ネウボラ」と称する子育て世代包括支援事業はこれらの背景のもとに展開され、近年人口減少率の鈍化や子育て世代の転入超過が認められている。

III. 名張版ネウボラについて

名張市では地域での母子保健関連のアンケートや相談による調査に基づき、潜在している支援を必要とする子育て家庭の発見と早期支援により虐待の発生防止に努め、すべての子育て家庭が身近な地域の中で健やかに育ち、シニア世代とともに社会に貢献できるような「健康なまちづくり」への好循環を目指す必要があると考えられた。このためには従来からの母子保健事業を再構築するとともに、不十分だった支援を追加し、さらに医療機関や地域住民も含めた多職種多機関の連携により重層的にセーフティネットワークを形成していくこと、すなわち名張版ネウボラ事業が、2018年施行の子ども子育て支援新制度に先駆け、2014年4月から開始された。

名張版ネウボラ¹⁾は、フィンランドの子育て世代包括支援制度ネウボラ (Neuvola: 相談する場所の意)²⁾を参考にして展開されている。子ども子育て支援新制度に定める母子保健型+基本型の子育て世代包括支援センターと、市内小学校区に相当する15ヶ所の地域に配置されるサテライト「まちの保健室」によって構成される利用者支援事業である。ワンストップの相談支援拠点である「まちの保健室」にそれぞれチャイルドパートナーという子育て支援員を配置し、身近で気

名張版ネウボラ推進の形 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援ネットワーク図

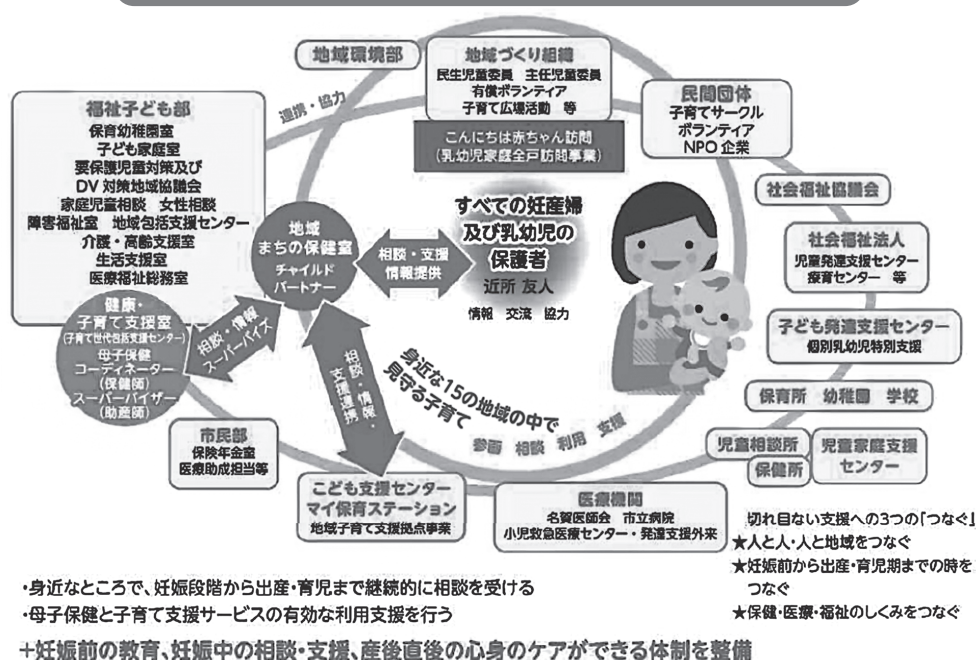


図1 名張版ネウボラのネットワーク

軽に立ち寄れる場所を設置し、ポピュレーションアプローチとして伴走型の相談支援を行っている。

これに加えて地域包括支援事業として、産前・産後ケア、園での保護者や未就園児の家庭への子育て相談、なかよし広場の実施、子育て支援センターやマイ保育ステーション等を連携して実施し、関係機関・関係者の支えに加え、地域の温かい見守りがあり、人と人とのつながりの中で支え合う“地域の子育て力”（Social Capital）の醸成を目指している。

IV. 名張版ネウボラにおける多職種連携

名張版ネウボラでは、子育て家庭に対して、近所の「まちの保健室」に配置されたチャイルドパートナーがワンストップで対応し、必要に応じて市内の多職種でサポートしていく体制となっている（図1）。

以下に、図1に示すネットワークの、中心となるメンバーと組織について解説する。

1. まちの保健室

名張市の地域包括支援センターとして、市内小学校区域に相当する15ヶ所に設置され、介護・福祉や子育て、権利擁護などの相談・訪問相談を行っている。各々2人配属される名張市嘱託職員（看護師、介護福祉士・社会福祉士など）を、妊娠から出産・育児まで継続的に相談支援を行う「チャイルドパートナー」に

位置付けてワンストップで相談支援を行っている。要支援家庭などに対するハイリスクアプローチだけでなく、担当地域すべての子育て家庭を支援するポピュレーションアプローチを行うための拠点である。

紙おむつ用有料ゴミ袋の無料配布場所になっているので、ほとんどの子育て家庭は定期的に訪問することとなり、普段から気軽に立ち寄れるサロンの場所になっている。

2. チャイルドパートナー

看護師または介護福祉士が任命（市嘱託：守秘義務あり）されており、後述する子育て支援員でもある。いわゆる「育児コンシェルジュ」、「ネウボラおばさん」の役割であり、担当地域の主として妊婦～未就学児のいる約200の子育て世帯を担当して、利用者支援を行っている。日常の相談支援や各種イベント開催とともに、利用者に必要な支援を地域の各種支援団体につなぐ役割となる。公務員のような異動が原則的にないので、継続した支援が実施できるのが利点である。

3. 母子保健コーディネーター・エリアディレクター（地域包括相談員）

「まちの保健室」の数ヶ所ずつを統括する保健師・助産師であり、チャイルドパートナーのスーパーバイザーとなる。産前・産後ケアや乳児家庭全戸訪問事業

の前の「生後2週間目全戸電話相談」で出産後間もない新生児の保護者の困りごとに対応し、地域の子育て支援活動や支援者同士の連携を図り、子育て世代の切れ目のない包括支援を目指して、産前・産後の支援強化、立案等を行っている。また医師会乳幼児健診委員会と連携し、乳幼児健診後の経過措置や、ハイリスク児・要支援家庭の支援を主導している。

これとは別に、数ヶ所の「まちの保健室」を担当する、地域包括相談員（エリアディレクター）が配置されており、複合的な生活課題を抱える家庭に対してワンストップで対応することで地域包括支援センターの機能を強化している。地域の課題を検討する各種会議（エリア会議）を主導し、要保護児童およびDV対策地域協議会（要対協）とも連携を密にして、エリアネットワークの機能強化を促進する役割を担っている。

4. 子育て支援員

子ども・子育て支援新制度による、地域の実情に応じた子育て事業（小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポートセンター、地域子育て支援拠点など）を担う人材の確保のための事業で、国で定めた「基本研修」および「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受け、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するうえで必要な知識や技術等を修得したと認められる者である。名張市では地域の有志者に積極的に受講を勧めており、2020年度末で約200人が研修終了予定であり、チャイルドパートナーや主任児童委員なども受講済である。

5. 主任児童委員

名張市では、特にハイリスク因子（養育支援訪問、未熟児など）の把握されていない家庭の「乳児家庭全戸訪問事業」（こんにちは赤ちゃん事業）を、各自治会の主任児童委員により、生後2か月前に実施されている。当市の主任児童委員は、ほぼ子育て支援員研修を受けており、新任時には研修が行われている。

要支援家庭の訪問は、保健師が単独ないし同伴して実施される。ハイリスク要因の把握は、特定妊婦だけでなく、産前・産後ケア、生後2週間目全戸電話相談などの情報により行い、さらに訪問後に「こんにちは赤ちゃん訪問連絡会」で事例検討を行い、必要に応じて養育支援訪問として継続し、「まちの保健室」と連携する。さらに後述する名賀医師会乳幼児保健検討委

員会にも情報提供し、以後の乳幼児健診システムに情報連携されている。

6. 地域子育て支援拠点事業・応援力事業

名張市では、「こども支援センター」、「子育て支援センター」、「マイ保育ステーション」などを開設して、それぞれの子育て家庭のニーズに応じた広場活動やサークル活動を実施している。また地域の子育て応援力事業として、ファミリーサポートセンター事業、子育てサポーター養成事業などを推進しており、各地域のインフォーマルな子育て支援活動も含め、チャイルドパートナーがニーズに応じて紹介し、ポピュレーションアプローチとして市内の各組織が連携した支援体制を形成している。

7. 名張市子どもセンター

子どもセンターは、子ども発達支援センター・教育センター・療育センターの3つを合わせた複合センターである。発達支援センターにて乳幼児健診等での要観察・要支援児の経過観察や発達検査、名張市個別乳幼児特別支援事業による個別支援計画の実施を行い、必要に応じて療育センターにて小集団・個別療育を行っている。さらに市内保育所・こども園・幼稚園での障がい児保育のサポートや全対象児の5歳児健診を行い、教育センターの教育支援委員会と連携し、就学支援を行っている。名賀医師会乳幼児健診委員会や名張市立病院小児科発達支援外来とも連携し、要支援児に対して、乳幼児健康診査・発達検査・診断・治療・療育・就学支援・特別支援教育を市内で完結できている。

V. 小児科医と地域多職種連携（図2）

1. 名賀医師会 乳幼児保健検討委員会（乳幼児健診委員会）

当委員会は健診受託医・母子保健担当保健師・保健所担当者によって隔月開催されている。三重県方式の個別乳児健診受診状況の確認、要経過観察児の検討、経過観察と以後の措置を検討するとともに、要対協個別ケース会議として、養育支援訪問などの特定妊婦や要保護家庭、未熟児・新生児訪問、乳児家庭全戸訪問での要観察ケース等のハイリスク家庭の情報を共有し、個別乳児健診現場に活かしている。毎回の委員会で検討されるケースは、対象児の約20%前後である。

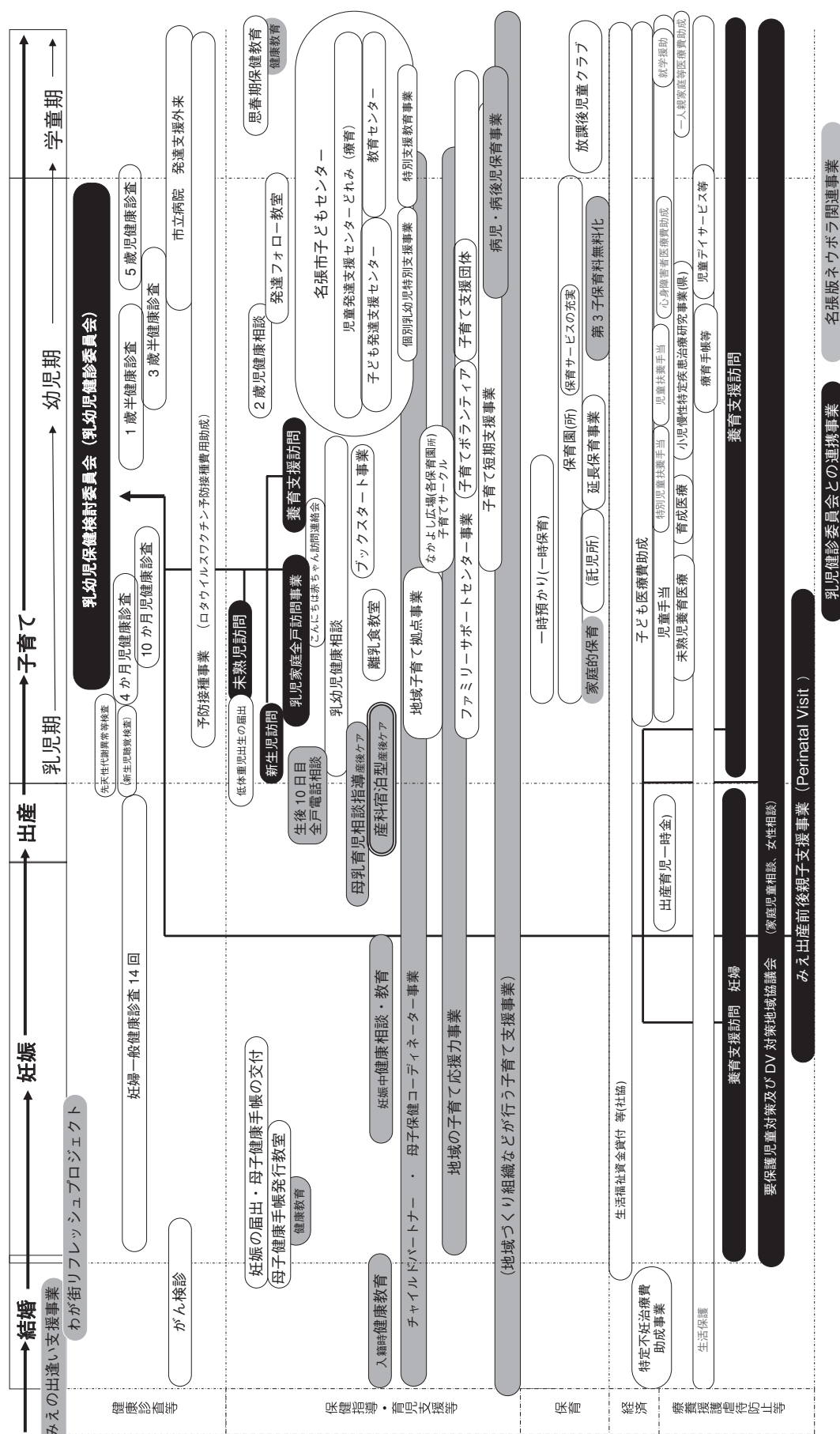


図2 名張版ネウボラの全体図

表 Community Pediatrics：地域総合小児科医の役割

- (1) 小児救急医療
- (2) 母子保健, 乳幼児健康診査
- (3) 予防接種
- (4) 学校医, 学校保健
- (5) 保育所嘱託医・幼稚園園医, 乳幼児保健
- (6) 障がい児医療, 在宅医療
- (7) 子どもの虐待, 発達障害, 子どもの心の問題
- (8) 子どもに関わる人々とのネットワークの構築
- (9) 育児支援
- (10) 病児・病後児保育
- (11) 医学生・臨床研修医への地域研修

(日本小児科医会ホームページより)

乳児健診の情報は1歳6か月以降の集団健診へと情報連携され、医療的に途切れのない支援が行われている¹⁾。全国的に見ても、地域の子育て世代包括支援事業と地域医療が有機的に連携されていることは稀であるが、近年の小児科領域の多くの小児保健問題への対策として、ネウボラ方式はとて有用な地域体制であり、各地においても積極的な医療との連携体制の構築が望まれる。

2. 小児科医と子育て世代包括支援の連携³⁾

前述のように、当地では地域子育て世代包括支援事業に対して、地域の小児科医は主として母子保健担当保健師を介して、情報共有を行うとともに、各種事業に関して相談支援を行い、これもワンストップの相談拠点となっている。またネウボラ関連職種の研修等に協力して、顔の見える関係を形成している。

現実には、児童虐待やマルトリートメントなどの極めてハイリスクな児は、病気等以外ではこのような地域の子育て支援拠点には馴染みにくい特性があり、ポピュレーションアプローチによる支援者間の情報共有はとても重要である。

VI. おわりに：Community Pediatrics（表）

子育て世代包括支援のネットワークは、少子化対策や子育て支援のみならず、近年小児科領域の中心的な課題となっている、虐待予防⁴⁾・貧困対策・地域発達

支援・小児在宅支援・いじめ対策としても極めて有用な地域体制であり、地域の小児科医にとってこれほど頼もしい連携体制はないとも考えられる⁵⁾。

従来ほとんどの地域の小児科医は、病医院での診療と医療保健施設などの限られた場所ではしか診療してなかったが、地域での子育てを見守ることに、もっと小児科医は関与する必要があると思われる。

地域にはそれぞれの職域で子育て支援をしてくれている人的資源がたくさんあり、今後地域の小児科医は地域総合小児科医（Community Pediatrician）⁶⁾の概念を持って、これらの活動を把握し、その連携と質的向上に資することに重心を移していくべきと思われる。地域の子育て力を醸成するために、小児科医は地域の支援者と顔の見える関係を築き、これもワンストップで関係者の相談支援や研修等を行うことが求められている。

文 献

- 1) 稲持英樹, 加藤正彦, 吉住 完. 乳幼児健診委員会と地域母子保健事業の連携の取り組み—三重県名張市における地域母子・子育て支援連携と名張版ネウボラ事業について—. 外来小児科 2015; 18 (1): 101-105.
- 2) 横山美江, Hakulinen T. フィンランドのネウボラに学ぶ母子保健のメソッド—子育て世代包括支援センターのこれから—. 東京: 医歯薬出版株式会社, 2018.
- 3) 稲持英樹. 子育て世代包括支援事業における小児科医の役割: 多職種連携や地域総合小児医療認定医との関係. 日本小児科医会会報 2018; 56: 85-88.
- 4) 稲持英樹. 特集—社会的養護を必要とする子どもたち—子どもの最善の利益のために. 各論—小児科医の役割. 診療所. 小児内科 2019; 51 (3): 324-327.
- 5) 稲持英樹. 子育て支援と社会的養育. 小児科 2019; 60 (12): 1609-1615.
- 6) 日本小児科医会. “地域総合小児医療認定医制度について” <https://www.jpaweb.org/blog/tiikisogo/a66> (参照2021-01-31)